

本人等の確認に必要な書類

請求区分	書類の種別及び名称	本人等確認に必要な種類数	確認項目			
			氏名	住所	写真	代理資格
本 人 窓 口	A 運転免許証 旅券 外国人登録証明書	いずれか 1種類 (提示)	◎	◎	◎	-
	B 国・地方公共団体が発行した 免許証・許可証・資格証明書 〈写真貼付及び住所・氏名の記載有〉 【例】 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 猟銃・空気銃所持許可証 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 電気工事士免状 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 射撃教習を受ける資格を証する 教習資格認定証					
	C 被保険者証 恩給証書 母子健康手帳 生活保護受給者証 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書	← 提出	◎	◎	-	-
	D 公の機関が発行したもの の社員証等 〈写真が貼付されているもの。ただし、 Bに掲げる許可証等を除く。〉 【例】 ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明書 ・ 警備業務に係る検定合格証 ・ 会社の社員証(写真貼付に限る。) ・ 官公庁の職員証(写真貼付に限る。) ・ 学生証(写真貼付に限る。)					
	E 年金手帳 年金証書	◎	△	-	-	
	F 国税又は地方税の領収書又は納税証明書 社会保険料の領収証書 ※ 併せて、本人等情報の聴取、文書照会等 書類と現住所が異なる ⇒ 住民票の写し等					適宜 (提示)
	G 結婚等による改姓 ⇒ 戸籍謄本等	1種類 (提示又は提出)	◎	◎	-	-
			◎	-	-	-

※ 本人等の確認には、A, Bのうち1種類又はC, D, Eのうち2種類のいずれかが必要(いずれも有効期間内のものに限る)

請求区分	書類の種別及び名称	本人等確認に必要な種類数	確認項目			
			氏名	住所	写真	代理資格
法定代理人 □ 窓口□	法定代理人本人に係る「本人（窓口）」欄に掲げる書類	上記のとおり	上記のとおり			
	法定代理人を証する書類 【本人が「未成年者」の場合】 ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 ・ 家庭裁判所の証明書	いずれか1種類 （提示又は提出）	◎	(◎) 確認できないものもある	-	◎
	法定代理人を証する書類 【本人が「成年被後見人」の場合】 ・ 成年後見に係る登記事項証明書 ・ 家庭裁判所の証明書	同上	◎	(◎) 確認できないものもある	-	◎
	法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のある書類 ・ 代表者印に係る印鑑登録証明書 ・ 法人設立登記に係る登記簿の謄本(抄本) ・ 法令に基づく官公庁からの許可、認可又は承認の書類	いずれか1種類 （提示又は提出）	◎	◎	-	-
成年後見に係る登記事項証明書		◎	◎	-	◎	
本人 □ 郵送□	上記のA, B, C, D, E欄に掲げる書類	住所か写真のある書類を含む2種類 (写し) (提出)	上記のA, B, C, D, E欄のとおり			
法定代理人 □ 郵送□	法定代理人本人に係るA, B, C, D, E欄に掲げる書類	住所か写真のある書類を含む2種類 (写し) (提出)	上記のA, B, C, D, E欄のとおり			
	法定代理人を証する書類 【本人が「未成年者」の場合】 ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 ・ 家庭裁判所の証明書	いずれか1種類 (提出)	◎	(◎) 確認できないものもある	-	◎
	法定代理人を証する書類 【本人が「成年被後見人」の場合】 ・ 成年後見に係る登記事項証明書 ・ 家庭裁判所の証明書	同上	◎	(◎) 確認できないものもある	-	◎
	法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のある書類 ・ 代表者印に係る印鑑登録証明書 ・ 法人設立登記に係る登記簿の謄本(抄本) ・ 法令に基づく官公庁からの許可、認可又は承認の書類	いずれか2種類 (写し) (提出)	◎	◎	-	-
成年後見に係る登記事項証明書	提出	◎	◎	-	◎	
※ 法定代理人が請求する場合は、自然人、法人いずれの場合であっても、本人（法人自身）に係る書類と代理権を証する書類の <u>いずれも</u> 必要である。						
※ 「郵送による写し等の交付」を求めている場合 開示請求者が「郵送による写し等の交付」を求めている場合は、写し等の送付自体が「開示の実施」になることから、上記の本人確認書類で「現在の真正な住所」を確認できないとき（一般には、「確認項目」の「住所」の欄に◎が付された書類以外のもので本人確認をするとき）は、更に次のいずれかの書類が必要である。 ① 住民票の写し ② 住民票記載事項証明書（住所が記載されているものに限る。） ③ ①又は②の写しで「住所が真正であることを確認するに足りるもの（内容がはっきりと読みとれ、かつ、故意に書類を書き換えたりした形跡がないと判断できるもの）」						